

I. 事実の概要

- 5 甲は、鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 12 階建てマンション(耐火構造)内に設置されたエレベーターのカゴに燃え移るかもしれないと認識しながら、ライターで新聞紙等に点火し、これを上記エレベーターのカゴの床上に投げ捨て火を放った。その後、火は上記エレベーターの壁に燃え移り、化粧シートの一部を焼失させた。当時、マンション内には住民が数十人現在していた。
- 10 その際、工事中であったエレベーターは化粧シートがビニール袋で覆われていたため、人体に有毒と言われるダイオキシンが多量に発生してしまった。そして、そのダイオキシンはエレベーター外に流れ出し、廊下に充満していた。ダイオキシンが他の部屋に入り込む可能性も全くないとは言えない状況であった。また、耐火構造といっても、延焼が容易ではないというだけで、火勢が他の部屋に及ぶ恐れが全くないとは言えない状況であった。
- 15 甲の罪責を述べよ。

参考判例:最高裁平成元年 7 月 7 日第 2 小法廷決定
東京高判昭和 58 年 6 月 20 日

II. 問題の所在

- 20 本問において、甲は本件マンションのエレベーターに放火している。
そこで第 1 点として、放火罪の客体である建造物(家屋その他これに類する工作物であって、土地に定着し、人の起居出入りに適する構造を有する物体)とは言えない物(本件ではエレベーター)について、それが建造物の一部と言えるか、つまり建造物の一体性判断が問題となる。
また、甲の本件マンションのエレベーターの床上にライターで点火した新聞紙を投げ捨て火を放ったという行為によって生じた結果は、エレベーターの壁に燃え移り、化粧シートの一部を消失させたにとどまるものである。
- 25 よって、第 2 点として、現住建造物等放火罪(刑法 108 条)の既遂時期を画する「焼損」につき、その意義につき如何に解するかが問題となる。

30 III. 学説の状況

1. 建造物の一体性について

ア説

建造物の一体性を物理的一体性から判断するとする説¹。

イ説

- 35 建造物の一体性の判断において、物理的一体性が弱いときは、補充的に機能的一体性も考慮

¹ 西田典之『刑法各論[第 7 版]』(弘文堂、2018 年)320 頁。

するとする説²。

2. 「焼損」の意義について

A 説(独立燃焼説)

- 5 火が媒介物を離れて、目的物が独立に燃焼を継続するに至った場合を焼損とする説³。

B 説(毀棄説)

目的物が建造物損壊罪にいう損壊の程度に達した時点をもって焼損とする説⁴。

IV. 判例(裁判例)

- 10 東京地判平成 16 年 4 月 20 日判時 1877 号 154 頁。

[事案の概要]

株式会社 h 銀行 i 寮(以下、本件建物)は鉄筋コンクリート造ルーフィング葺き 4 階建、延床面積 631.8 平方メートルの建造物で、各階とも中央の階段及び通路を挟んで東西に 2 室ずつ(寮全体で 8 室)の居室が設けられており、これらは同一の間取り(3DK。専有面積 71.05 メートル(ただし、北側及び南側の各ベランダの面積は除く))となっている。

- 15

本件建物では、出入口、階段及び通路はいずれも共通のものとなっており、各階、各居室へはこの通路等により自由に行き来することができる。

本件建物の各居室には、台所から南側ベランダへ通じる排気口が設置されている。また、同一階の東西 2 室は南側ベランダによってつながっており、この 2 室のベランダの厚さは約 1 センチメートルの簡易仕切板によって隔てられているにすぎない。

- 20

本件犯行当時、本件建物内には 101 号室には 3 人、201 号室には 4 人、301 号室には 1 人、そして 302 号室に 1 人、そして 302 号室に 4 人の合計 12 人が居住しており、その他の居室(102 号室、202 号室、401 号室及び 402 号室)は空室であった。本件犯行当時、このうちの 9 人が本件建物内に現在していたところ、被告人は、本件建物に人が居住していること、及び少なくとも本件犯行現場である 202 号室の真上に位置する 302 号室に人が現在していることを認識していた。

- 25

このような状況のもと、被告人は、本件犯行で、灯油合計約 6 リットルを 202 号室のすべての部屋にまき、さらに、1.5 リットルのペットボトル 1 本の 8 分目まで入れたガソリンを各部屋にまくとともに、各部屋をつなぐように廊下にもまいた上で、台所床上の灯油及びガソリンに所携のライターで火をつけて放火した。

- 30

本件犯行により発生した 202 号室の火災の火勢は、室内燃焼状況などに照らしても、相当に強度のものであったことが明らかであり、現に、119 番通報により駆けつけた消防職員の消火作業等によっても、鎮火までには 1 時間以上を要している。

² 井田良『講義刑法学・各論』(有斐閣、2016 年)379 頁。

³ 山口厚『刑法各論[第 2 版]』(有斐閣、2010 年)384 頁。

⁴ 井田・前掲書 382 頁。

[判旨]

「202 号室で被告人が行った態様によって灯油とガソリンを燃焼させて火災を発生させた場合、一酸化炭素や二酸化炭素が混合した有毒ガスが発生し、これらの有毒ガスが、202 号室の台所の割れた窓ガラスから南側ベランダに流出し、火災の高熱によって発生する上昇気流に乗って上昇し(本件犯行当日の気象状況などに照らせば、特に拡散することなく、速やかに上昇していくことが考えられる。)、同ベランダの天井に当たって渦を巻くように同ベランダ内に充満し、その後そのまま本件建物の壁を伝うように上昇し、上部階である 302 号室の南側ベランダに至り、同ベランダの天井部分で、壁を伝って同ベランダ内に入り込み、渦を巻くようにして同ベランダ内に充満していく危険があったと考えられる。現に、本件の火災の際、202 号室の前記窓ガラスの割れた部分から火炎の吹き出す状況が認められた。したがって、特に上部階の居室の南側ベランダに面した窓ガラスが開かれていたような場合、この有毒ガスが同室内に流入する危険があったものと考えられる。

なるほど、確かに、弁護人指摘のように、本件建物は鉄筋コンクリート造の耐火建造物となっており、1つの居室で発生した火災が容易には他の居室へ延焼し難い構造になっているということは認められるものの、以上の認定事実によれば、202 号室で発生した火災が本件建物の他の居室に延焼する可能性があったこと自体はやはり否定し難いというべきであるし、本件犯行で発生した火災により生じた一酸化炭素などの有毒ガスが、他の居室に入り込んでそこにいる人に危険を及ぼす可能性もまた否定できないと認められる上、本件建物の各居室は出入口、階段及び通路を共有し、各居室に自由に行き来することができていたというのであるから、以上を総合すれば、刑法 108 条の適用に当たっても、本件建物は、物理的にも機能的にも全体として 1 個の建造物に当たると認めるのが相当である。」

[引用の趣旨]

鉄筋コンクリート造 4 階建の銀行寮の空き室に放火したという事案において、火災によって有毒ガスが他の居室に入り込んで、そこにいる人に危険を及ぼす可能性と本件建物が出入口、階段や通路から他の居室への延焼可能性もあったことより物理的一体性及び機能的一体性があったことを理由に現住建造物放火罪を成立させた本裁判例は、検察側の採用する立場と同様のものであり、本問を検討するにあたり参考になると考え引用した。

V. 学説の検討

30 1. 建造物の一体性について

ア説

建造物の一体性は、物理的一体性が弱いときに機能的一体性を考慮することにより、全体に危険が及ぶかどうかを判断できるため、物理的一体性のみで判断することは妥当でない。

よって検察側はア説を採用しない。

35 イ説

機能的一体性とは、全体が一体として日夜人の起居に利用されていることをいう。そして、一体として利用されることにより、人がそこに居合わせて火災の危険にさらされる可能性が増

加するため、機能的一体性についても考慮に入れるべきである⁵。

よって検察側はイ説を採用する。

2. 「焼損」の意義について

5 A説(独立燃焼説)

本説では目的物の燃焼が継続する状態を焼損とする。そのため、不燃性・難燃性建造物が客体であるとき、素材の性質上、建造物そのものは独立燃焼に至らないが、火力によって建造物の効用が害されたり、有毒なガスや煙の発生により建造物内の人々が危険にさらされたりするという事態が生じた場合において、未遂にとどまることになり、妥当でない。

10 よって検察側はA説を採用しない。

B説(毀棄説)

放火罪は公共的危険犯であることから、不燃性・難燃性建造物について、火力による客体の損壊にともない発生した有毒ガスや煙などの影響で、もし付近に人がいたとすればその生命・身体に危険を生じさせる可能性のある段階に到達したときには焼損とすることができる。

15 よって検察側はB説を採用する。

VI. 本問の検討

第1. 甲が本件マンションに立ち入った行為

1. 甲による上記行為につき、邸宅侵入罪(130条前段)が成立しないか。

20 2(1) まず、「邸宅」とは居住用の建造物で住居以外のものをさし、本件マンションのような集合住宅における共有部分はこれにあたるといえる。

(2) また、「人の看守する」とは、人が事実上管理、支配していることをいうところ、本件マンションには管理人が常駐していると考えられることから認められるといえる。

(3) そして、「侵入」とは、住居権者の意思に反する立ち入りをさす。

25 本件についてみると、甲はエレベーターに放火する目的で本件マンションに立ち入っており、これは住居権者たる管理人の意思に反することは明白であるので、「侵入」したといえる。

3. よって、甲の上記行為に邸宅侵入罪(130条前段)が成立する。

第2. 甲がライターで新聞紙等に点火し、これをエレベーターのカゴの床上に投げ捨て火を放った行為

30 1. 甲による本件行為につき、現住建造物等放火罪(108条)が成立しないか。

2(1)ア. 「人が現に住居として使用し」ている「建造物」とは、起臥寝食の場として日常使用されていて、家屋その他これに類する建築物であって、屋根があり壁または柱で支持されて土地に定着し、少なくともその内部に人が出入りできるものをいう。

イ. 本件マンションは、不特定多数の人が日常的に起臥寝食の場として使用されており、日頃
35 からその内部に居住者が暮らしている建築物であるといえることから、「建造物」にあたる

⁵ 井田・前掲書 379頁。

いえる。

(2) もっとも、本件についてみると甲が火を放ったのは、本件マンション内に設置されたエレベーターのカゴの床上である。そこで、本件マンション内のエレベーターのカゴについて、建造物との一体性が問題となる。

5 ア. この点、108条の法定刑が特に重く規定されているのは、現住建造物に放火された場合には人の生命、身体に危険が発生する可能性が高い点を考慮していることだと考えられる。

そうだとすれば、一体性の判断としては、物理的一体性をみて、補充的に機能的一体性が認められれば足りるといえる。なお、物理的一体性は、延焼可能性を加味して実質的に危険があるかどうかによって判断する。

10 イ. まず本件マンションは耐火構造となっているものの、延焼が容易でないというだけで、火勢が他の部屋に及ぶ恐れが全くないとは言えない状況であり、延焼可能性が認められる。また、甲が火を放った本件エレベーターのカゴは、解体すればマンション本体からは取り外すことは可能であるが、取り外しには専門的な技術を持った作業員が丸一日作業を行うことを要することから、実際には取り外しは困難であるといえる。よって、本件マンションとの物理的一体性が認められる。

15 そして、本件マンションは12階建ての集合住宅であることから、主に高い階層に住む居住者を中心として、多くの人が各階の移動の際に日常的に本件エレベーターを利用していたと考えられる。また、本件エレベーターは居住者が常時利用する空間であって、本件マンションにおける一種の共有部分であったといえる。

20 よって機能的一体性も認められる。

ウ. したがって本件エレベーターのカゴと、本件マンションとの間の一体性が認められる。

3(1) 「放火」行為とは、目的物の焼損を惹起する行為のことをさす。

(2) 本件では、甲はライターで媒介物たる新聞紙に点火し、これをエレベーターへ投げ込んでいるところ、かかる行為は目的物であるエレベーターの焼損を惹起する行為であるといえる。

25 (3) よって、「放火」行為が認められる。

4. そこで「焼損」したといえるか。

(1) この点、検察側はB説を採るところ、「焼損」とは、火力によって目的物が毀棄罪における「損壊」の程度に達したときに認められると考えられる。なお、「損壊」とは財物の効用を害する一切の行為をいう。そして、火力による客体の損壊により発生した有害ガスや煙の影響で、付近に人がいた際にその生命、身体に危害を生じさせる可能性がある段階に達するといえれば、焼損したといえる。

30 (2) 本件についてみると、甲が放った火はエレベーターの壁に燃え移り、化粧シートの一部を焼失させている。そこで、エレベーター内の化粧シートという物の効用を害したといえ、「損壊」が認められる。

35 また、上記化粧シートを覆っていたビニール袋が発火したことによって、人体に有害と言われているガスであるダイオキシンの多量が発生し、これがエレベーター内から流れ出し廊下に充満している。そして、本件では甲が本件行為を行った当時、マンション内には住民が数十人

現在していたことから、上記有毒ガスがマンション内に立ち込めることで、これを摂取した住人が健康被害に遭う等の生命、身体に危害を生じる可能性があるといえる。

(3) したがって、「焼損」が認められる。

5 5. 故意(38条1項本文)とは、客観的構成要件該当事実の認識、認容をさすところ、甲はかかる事実を認識、認容していたといえる。

6. 以上より、甲の行為に現住建造物放火罪(108条)が成立する。

Ⅶ. 結論

10 甲の行為に邸宅侵入罪(130条前段)と現住建造物放火罪(108条)が成立し、両罪は目的手段の関係にあることから、牽連犯(54条1項後段)となり、甲はかかる罪責を負う。

以上